

山梨県被災児童生徒就学支援事業費補助金交付要綱

(補助の目的)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項等の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。以下同じ）により被災し、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の教育機会の確保のため、被災児童生徒を受入れた市町村等においてその保護者に対して必要な援助を行った場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助金交付の対象及び補助金の額)

第2条 教育長は、市町村等が行う次の事業で、東日本大震災により被災した児童生徒の保護者等に対して支援を行った経費のうち、補助金交付の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 被災児童生徒就学援助事業
- 二 被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業

2 補助対象経費、補助限度額は別紙のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村等は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに教育長に提出しなければならない。

2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村等は、前項に準じ変更後の書類を作成し、別途通知する日までに教育長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第4条 教育長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当と認められるときは、速やかに補助金交付決定通知書（第4号様式）を送付するものとする。

2 市町村等から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第5号様式によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 市町村等は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 市町村等は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第7条 市町村等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第8条 市町村等は、補助事業の遂行状況について、教育長に状況報告書(第6号様式)を当該補助事業を行う年度の12月20日までに提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 市町村等は、補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第7号様式)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 教育長は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 教育長は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1)市町村等が法令又はこの要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2)市町村等が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)市町村等が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金交付調書)

第12条 市町村等は、当該補助事業に係る交付状況を明らかにする調書（第8号様式）を作成し、事業終了後5年間保存しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は平成25年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は令和2年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別紙

山梨県被災児童生徒就学支援事業費補助金の対象

平成29年8月17日一部改正

令和2年5月26日一部改正

1 被災児童生徒就学援助事業

(1) 対象児童生徒

市町村が実施する児童生徒就学援助事業のうち、東日本大震災により被災し、就学困難な状況になった小学校に在籍する児童、中学校に在籍する生徒又は就学予定者。

(2) 補助対象経費、補助基準額

要保護児童生徒援助費補助金に掲げる学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る実費経費、医療費で、別途通知する額。

(3) 対象となる児童生徒の確認

対象となる児童生徒の確認について、通常の手続きによることが困難と認められる場合には、以下に示す方法などにより、確認すること。

- ①「罹災証明書」または「被災証明書」による確認
- ②東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類（運転免許証、健康保険証など）による確認
- ③市町村の担当者等による、児童又は生徒本人、保護者等からの聞き取りによる確認
- ④その他、東日本大震災により被災したことが確認できると市町村長が認める方法
- ⑤課税証明書及び被災による減免措置を証する書類の確認
- ⑥その他、客観的に家計の実態が把握できると市町村長が認める方法

(4) 他の事業との調整

生活保護法による教育扶助及び生活扶助並びに要保護児童生徒援助費補助金事業により支援する場合には対象としない。

2 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

(1) 対象児童生徒

市町村が実施する特別支援教育就学奨励事業のうち、東日本大震災により被災し、就学支援が必要となった児童生徒で、新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった者及び東日本大震災により支弁区分が変更となった世帯の児童生徒

(2) 補助対象経費

①新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった児童生徒

特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費

②支弁区分が変更となった世帯の児童生徒

被災前の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をAとし、被災後の支弁区分における、特別支援教育就学奨励事業にかかる所要経費をBとしたとき、BからAを控除した額

なお、この場合のAの部分については、既存特別支援教育就学奨励費国庫補助金の対象。

(3) 補助限度額

年度ごとに定める特別支援教育就学奨励費国庫補助金で、別途通知する額。

(4) 対象となる児童生徒の確認

対象となる児童生徒の確認について、通常の手続きによることが困難と認められる場合には、以下に示す方法などにより、確認すること。

①「罹災証明書」または「被災証明書」による確認

②東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類（運転免許証、健康保険証など）による確認

③市町村の担当者等による、児童又は生徒本人、保護者等からの聞き取りによる確認

④東日本大震災により被災したことが確認できると市町村長が認める方法

⑤課税証明書及び被災による減免措置を証する書類の確認

⑥その他、客観的に家計の実態が把握できると市町村長が認める方法

3 その他

(1) 被災市町村との調整

対象児童生徒の受入れを行っている市町村等は、対象児童生徒の住所地の市町村等と十分連絡を行い、支援、手続き等について明確にしておくこと。

(2) 支給認定基準等の整備

支給認定の決定、支給額の基礎となる要綱、取り扱い基準等を整備しておくものとする。